

市町村の「介護給付費等に係る処分」に関する審査請求手続きについて

不服審査請求とは

- 市町村の行った介護給付費等に係る処分(決定)に不服がある場合には、まずは、市町村の担当窓口にご相談していただくことになるが、大阪府知事に対し審査請求(その処分の取消しを求めること)をすることができる。
- 審査請求された案件について、処分を行った市町村等に対して事実確認を行った上で、法律や条例にもとづいて正しく処分されているかを、審理する機関として、大阪府障がい者介護給付費等不服審査会(以下「審査会」)が、条例に基づき設置されており、審査会は、知事が付議した審査請求事案を審理し、議決。知事はその議決を尊重して裁決を行うもの。

審査請求できるもの

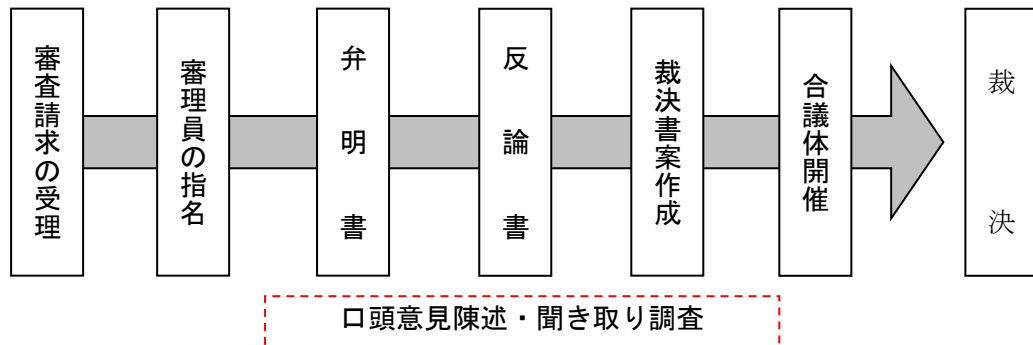
介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費・障害児通所給付費等に係る処分。具体的には次のとおり。

障がい支援区分に関する処分	・障がい支援区分の認定や変更の認定
支給決定等に係る処分	・支給要否の決定 ・支給量等の決定 等
利用者負担に係る処分	・利用者負担上限月額に関する決定 ・利用者負担の災害減免等の決定 ・補足給付の決定 等

審査請求の方法

決定通知書等を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求は大阪府知事に文書又は口頭でしなければならない。代理人に委任すること、郵送、及び市町村を経由することも可能。

審査請求の審理の流れ



審査請求の裁決

裁決は「認容」「棄却」「却下」のいずれかとなる。

区分	判断	内容
却下	審査請求自体が法定の期間(3か月)経過後などで審査請求が不適法の場合	原処分(市町村の処分)はそのままとなり、取り消されない。
棄却	審査請求に理由がないとき。	原処分(市町村の処分)は適法・妥当なものとされ、取り消されない。
認容	処分の全部又は一部の取り消し。審査請求に理由があるとき。	原処分は取り消され、市町村は、裁決の趣旨に従って、改めて処分をやり直す

・裁判所への訴訟は、審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内にすることができる。また、次の場合にもすることができる。

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。